

養鶏協会便り 28号

一般社団法人愛知県養鶏協会

440-0858 愛知県豊橋市つつじが丘3丁目4-1

令和5年 4月発行)

TEL 0532-61-3185 FAX 0532-61-3186

第5期事業・令和5年次

鶏卵生産者経営安定対策事業が確定！

予算総額 51.7億円で基金化継続

第4期事業に係る無事戻し「1円70銭」実施

1. 鶏卵価格差補てん事業

1) 積立金の単価 1円45銭

2) 契約に関わる計算基準が1ヶ月当たり生産量から1日当りに変更された

旧計算基準 1羽/月当り生産量	新計算基準 1羽/日当り生産量
1. 2 kg	40 g
1. 3 kg	44 g
1. 4 kg	47 g
1. 5 kg	50 g

旧契約で1.2kg選択した場合
日量gをkg単位にして算出する
(契約羽数×0.04kg×日数)

30日の月(4, 6, 9, 11月)

31日の月(5, 7, 8, 10, 12, 1, 3月)

29日の月(2月)

* 1.2kgを選択した継続加入者で、契約羽数が前年同様に40gを選択して算出した月当たり生産量で契約する方法となる

前年同一羽数で契約すると令和5年度は366日の為2%弱増量するが、この増量分は別途納付金「4.63円」の対象外となる

3) 新規契約及び増羽契約者の別途納付金は「4円63銭」

4) 国庫負担割合が1:7(12.5%)から1:5(16.7%)に増額

5) 補填基準価格が209円、安定基準価格が190円に引上げ

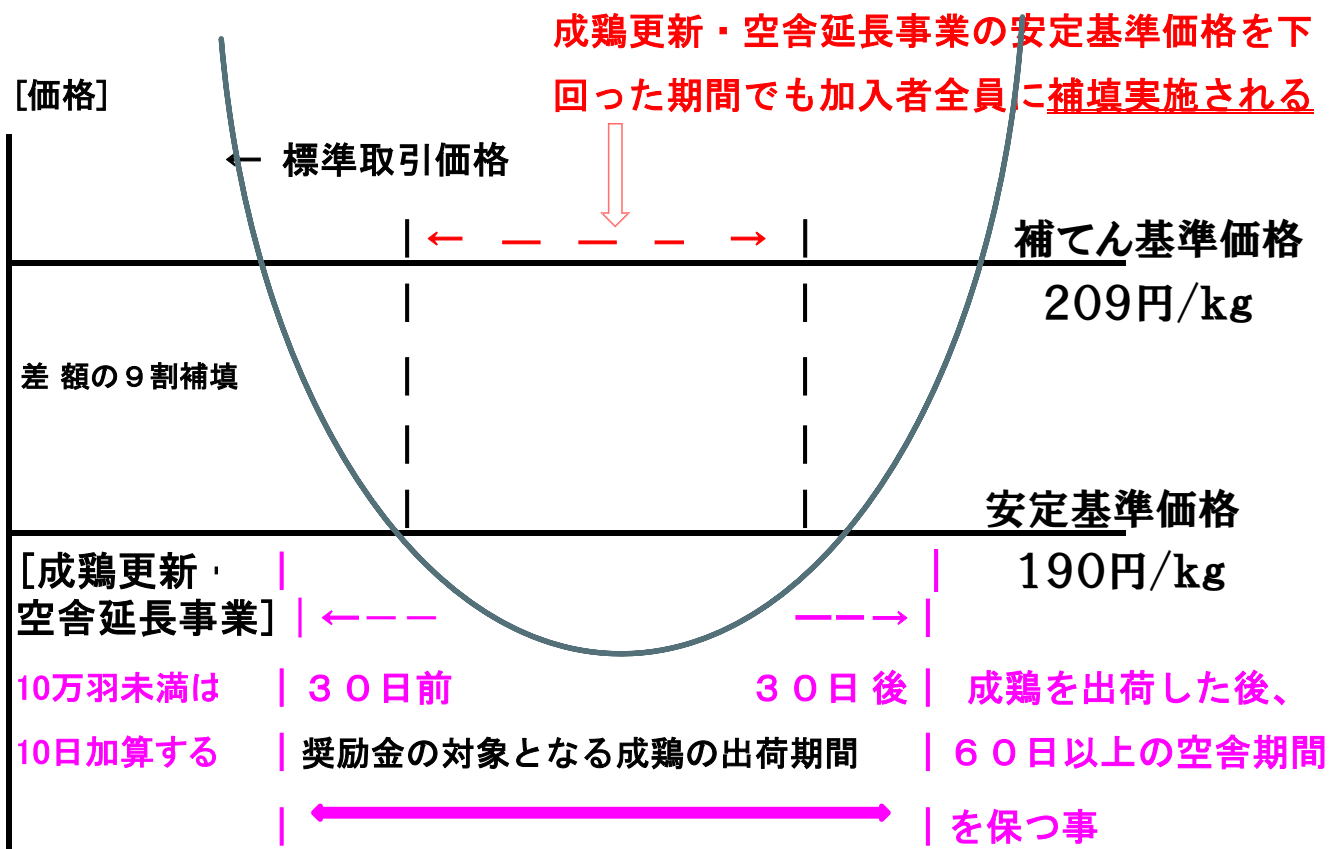
2. 空舎延長事業部分

1) 協力金単価 10銭とする

2) 空舎期間120日以上150日未満(630円、930円)新設

- 3) 出荷期間30日前後を10万羽未満のみ10日間拡張する
- 4) 再導入初日の再導入ひなの日齢は120日齢を原則として空舎期間を60日か、90日か、120日かと裁定する
- * 再導入元のひなの生産及び出荷ローテーション等の都合上やむを得ない事情有る場合125日齢迄120日齢と見做す
- 5) 1月は農林水産省と協議の上、発動するか否かを決定する
AI発生や自然災害等で鶏卵供給に支障生じる場合発動中止
- 6) 飼料価格安定基金に継続して加入している事が必要条件

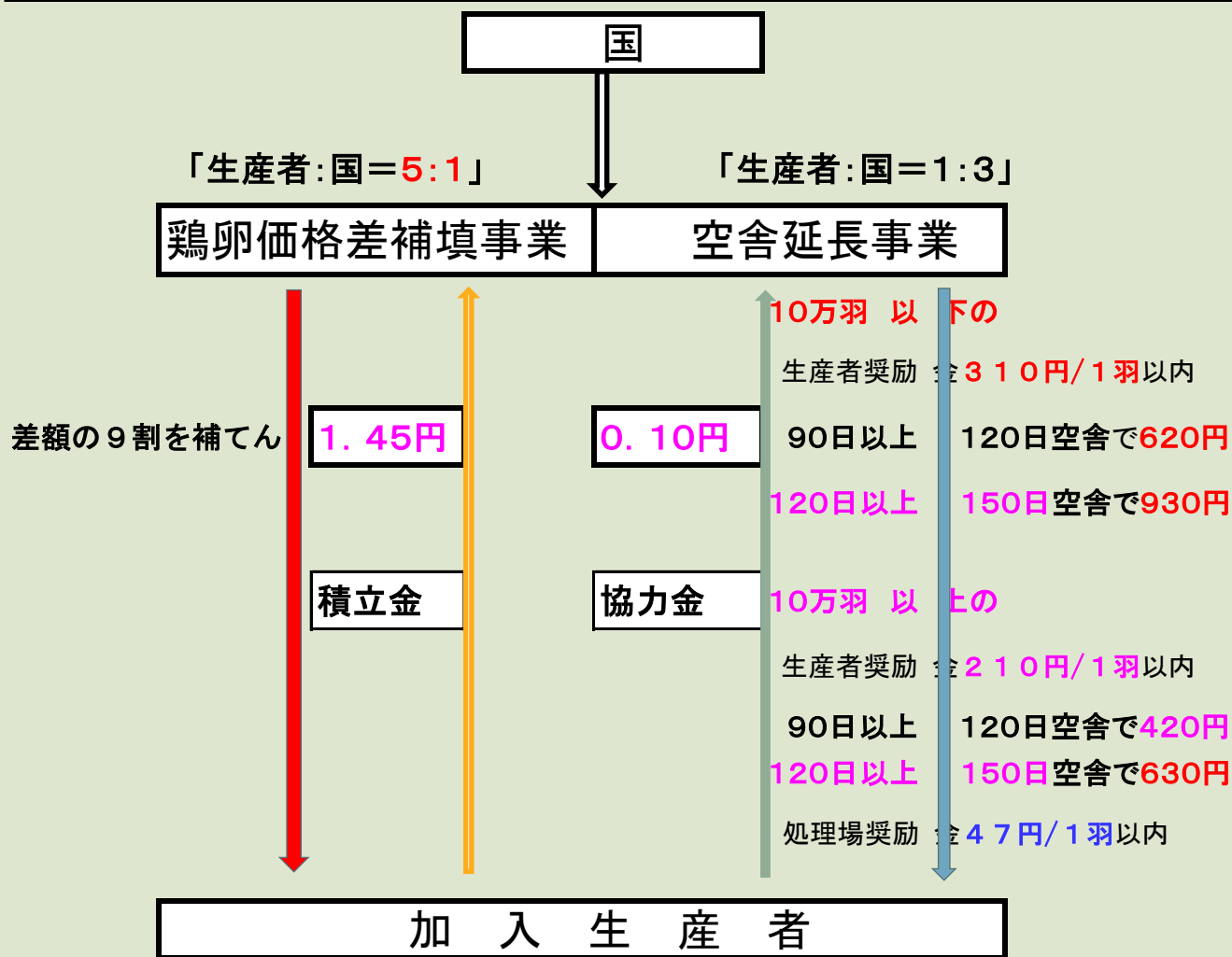
【鶏卵価格差補填事業】



1. 補填基準価格は209円/kgとする。
2. 安定基準価格は199円/kgとする。(補填基準価格の91%とする)
3. 標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、差額の90%を補てんするが、安定基準価格190円/kgまでとする。
従って、補てんされる最大価格は以下の金額となる。
 $(209\text{円/kg} - 190\text{円/kg}) \times 0.9 = 17\text{円}10\text{銭}$ となる。
4. 安定基準価格を下回って、成鶏更新・空舎延長事業が発動している期間でも規模の大中小に関わらず、加入者全員に補填は実施される。

5. 安定基準価格を下回った日から、30日遡った日の間で出荷した鶏群から安定基準価格を上回った日より、30日後までの間で、既に出荷を予約している事の証明できる加入者は成鶏更新・空舎延長事業に参加できる。
10万羽未満加入者に限り40前後と10日間延長された
6. 当該事業の積立金、協力金はプール管理となっているので3カ年の基本契満了時に残った場合、1カ年相当分残して返還される。

鶏卵生産者経営安定対策事業の仕組み



3. 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業契約スケジュール
- 1) 4月末迄に、押印不要のジービズID電子申請登録完了する
 - 2) 4月中下旬に中部ブロック事業説明会開催
 - 3) 5月連休明けから契約開始(電子申請システム申請含む)
 - 4) 6月末日迄に基本契約・年次契約完了する
 - 5) 6月末第1及び第2四半期積立金・協力金・別途納付金納付

第5期鶏卵生産者経営安定対策事業説明会開催

開催日時 令和5年4月24日(月) 13:00より

開催場所 名古屋市中区三の丸3丁目4-10

大津橋ビル 5階 大会議室

開催内容等の繊細は、後日、別便にて連絡致します

鳥インフルエンザ見舞金制度事業が発動される

令和4年12月に採卵農場とアイガモ農場で高病原性鳥インフルエンザが11年ぶりに確認され殺処分されたが、1月6日付で移動制限・搬出制限措置も解除され、経営再建に向け始動した事を受けて、鳥インフルエンザ見舞金制度事業を発動した。

《発動内容》

1. 殺処分農場……………1軒

1) 契約書第5条(見舞金支払い)に則り、「殺処分措置契約農家に対し処分羽数が契約羽数か少ない羽数に「年間掛け金単価2円×10」を契約農家に支払う

2) 支払金額 5,160,000円(258,000羽×2円×10)

2. 移動制限・搬出制限農場…10軒

1) 契約書第5条(見舞金支払い)第2項に則り「移動制限措置契約農家に対し契約羽数に「年間掛け金単価×1/2」を算してに支払う

2) 支払金額 744,500円

}	採卵鶏5軒487,000羽×2円×1/2
	うずら4軒1,240,000羽×0.4円×1/2
	肉養鶏1軒 19,000羽×1円×1/2

3. 総額5,904,500円の支払準備金発動内容

1) 令和4年度見舞基金6,982,000円×10%=698,200円

2) 賛助基金残額 9,159,500円より 5,206,300円

当該事業要綱要領に則り令和5年1月開催の理事会決議に従い実施